

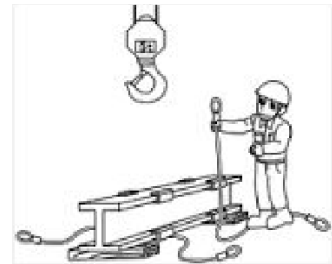


## 「玉掛けの業務に係る特別教育」の開催について

労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条第19号およびクレーン則第222条の規定により、つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーンまたはデリックの玉掛けの業務に労働者をつかせるときは、特別教育を修了した者ではなくてはなりません。また、平成12年には、「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」(基発第96号)が公表され災害防止を図るため周知を求められています。つきましては、標記特別教育を下記の通り開催いたしますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。学科及び実技教育修了者には特別教育修了証を交付いたします。

(注) つり上げ荷重が1トン以上のクレーンの玉掛けの業務は、登録教習機関の行なう技能講習を別途受講し、合格することが必要です。

### 記



- 1. 日 時 令和7年1月16日(木) 9:15~16:45
- 2. 場 所 おだわら市民交流センター UMECO会議室7 (小田原市栄町1-1-27)
- 3. 講習内容
  - 1) クレーン等に関する知識
  - 2) 力学に関する知識
  - 3) 玉掛けの方法
  - 4) 関係法令 (当日は学科教育のみ)
- ※ 実技教育については、各事業場で実施(教育担当者は今までに修了証を取得された方)し、実技修了証明書を令和7年2月17日(月)までに提出して頂きます。詳細は学科教育当日に説明いたします。
- 4. 受講資格 満18才以上
- 5. 会 費
  - 【会員】 6,275円 (受講料4,570、テキスト代1,705円含む)
  - 【一般】 9,275円 (受講料7,570、テキスト代1,705円含む)
  - ※会員の方は、ネット申込みされますと会費が300円割引になります。
- 6. 定 員 27名(定員になり次第締め切ります)
- 7. 申込方法 小田原支部HPよりNET申込み、または、申込書でのFAX申込み
- 8. 申込期限 1月6日(月)まで
- 9. 取消期限 1月9日(木) それ以降は受講料の返金はできませんのでご了承下さい。

※ 当教育及び修了者台帳に関する目的以外に個人情報を利用することはありません。

\*\*\*\*\*

### 「玉掛けの業務に係る特別教育」申込書 (令和7年1月16日)

会員番号		事業場名			
〒		所在地			
担当者名		TEL		FAX	

※	氏名	生年月日	※	氏名	生年月日
	フリガナ	西暦 年 月 日		フリガナ	西暦 年 月 日
	フリガナ	西暦 年 月 日		フリガナ	西暦 年 月 日

【会員受講料】6,275円/人	・	【一般受講料】9,275円/人	受講料	月 日頃
【申込者数】	名	【受講料振込額】	円	振込予定日
【振込先】	横浜銀行 / 小田原支店 普通 0056462		【名義】	神奈川労務安全衛生協会小田原支部

<申込先/FAX:0465-24-5820>

お問合せ/(公社)神奈川労務安全衛生協会小田原支部

TEL:0465-24-1753